

特定化学物質等障害予防規則について

本規則で規定された物質を取り扱う場合、事業者の責務として、囲い式の局所排気装置(ヒュームフード・ドラフトチャンバー等)を設置する必要があります。

■局所排気装置等の稼働に関する規定

- 囲い式の局所排気装置(フード)で対象物質(下表参照)を取り扱う場合は、下記の要件を満たすように稼動させる必要があります。

①規制欄に数値のある物質については、フードの外側における物質の濃度が、定められた値を常態として超えないようにする。

②規制欄に『制御風速』と表記のある物質については、フードのサッシ開口面の最小制御風速は、

●ガス状のとき: 0.5m/s

●粒子状のとき: 1.0m/s
となるようにする。

物質名	局所排気の性能に関する規制
1 ジクロルベンジンおよびその塩	制御風速
2 アルファーナフチルアミンおよびその塩	制御風速
3 塩素化ビフェニル(別名PCB)	管理濃度 0.01mg/m ³
4 オルトトリジンおよびその塩	制御風速
5 ジアニシンおよびその塩	制御風速
6 ベリリウムおよびその化合物	管理濃度 0.001mg/m ³
7 ベンゾトリクロリド	0.05ppm
8 1から6までに掲げる物質をその重量1%をこえて含有し、また7に掲げる物質をその重量0.5%を超えて含有する製剤その他の物(合金にあたっては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る)	

1 アクリルアミド	管理濃度 0.1mg/m ³
2 アクリルニトリル	管理濃度 2ppm
3 アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る)	管理濃度 0.01mg/m ³
3の2 インジウム化合物	制御風速
3の3 エチルベンゼン	管理濃度 20ppm
4 エチレンイミン	管理濃度 0.05ppm
5 エチレンオキシド	管理濃度 1ppm
6 塩化ビニル	管理濃度 2ppm
7 塩素	管理濃度 0.5ppm
8 オーラミン	制御風速
8-2 オルトトリジン	1ppm
9 オルト・フタロジニトリル	管理濃度 0.01mg/m ³
10 カドミウム及びその化合物	管理濃度 0.05mg/m ³
11 クロム酸及びその塩	管理濃度 クロムとして0.05mg/m ³
11-2 クロロホルム	3ppm
12 クロロメチルメチルエーテル	制御風速
13 五酸化バナジウム	管理濃度 バナジウムとして0.03mg/m ³
13の2 コバルト及びその無機化合物	管理濃度 0.02mg/m ³
14 コールタール	管理濃度 ベンゼン可溶性成分として0.2mg/m ³
15 酸化プロピレン	管理濃度 2ppm
15-2 三酸化ニアンモチニ	sbとして0.1mg/m ³
16 シアン化カリウム	管理濃度 シアンとして3mg/m ³
17 シアン化水素	管理濃度 シアンとして3ppm
18 シアン化ナトリウム	管理濃度 シアンとして3mg/m ³
18の2 四塩化炭素	管理濃度 5ppm
18の3 1・4-ジオキサン	管理濃度 10ppm
18の4 1,2-ジクロロエタン	管理濃度 10ppm
19 3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン	管理濃度 0.005mg/m ³
19の2 1,2-ジクロロプロパン	管理濃度 1ppm
19の3 ジクロロメタン	管理濃度 50ppm
19の4 ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト	管理濃度 0.1mg/m ³
19の5 1・1-ジメチルヒドラン	管理濃度 0.01ppm

物質名	局所排気の性能に関する規制
20 臭化メチル	管理濃度 1ppm
21 重クロム酸およびその塩	管理濃度 クロムとして0.05mg/m ³
22 水銀及びその無機化合物	管理濃度 水銀として0.025mg/m ³
22の2 スチレン	管理濃度 20ppm
22の3 1・1・2・2-テトラクロロエタン	管理濃度 1ppm
22の4 テトラクロロエチレン	管理濃度 25ppm
22の5 トリクロロエチレン	管理濃度 10ppm
23 トリエンジソシアート	管理濃度 0.005ppm
23の2 ナフタレン	10ppm
23の3 ニッケル化合物	管理濃度 ニッケルとして0.1mg/m ³
24 ニッケルカルボニル	管理濃度 0.001ppm
25 ニトログリコール	管理濃度 0.05ppm
26 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	制御風速
27 パラ-ニトロクロルベンゼン	管理濃度 0.6mg/m ³
27の2 硝素およびその他化合物(アルシン及び硝化ガリウムを除く)	管理濃度 硝素として0.003mg/m ³
28 弗化水素	管理濃度 0.5ppm
29 ベータ-プロピオラクトン	管理濃度 0.5ppm
30 ベンゼン	管理濃度 1ppm
31 ペンタクロロフェノール(別名PCB) 及びそのナトリウム	管理濃度 ペンタクロロフェノールとして0.5mg/m ³
31の2 ホルムアルデヒド	管理濃度 0.1ppm
32 マゼンタ	制御風速
33 マンガン及びその化合物	管理濃度 0.2mg/m ³
33の2 メチルイソブチルケトン	管理濃度 20ppm
34 沢(よう)化メチル	管理濃度 2ppm
34-2 リフラクトリーセラミックファイバー(RCF)	5μm以上の繊維として0.3本/cm ³
35 硫化水素	管理濃度 1ppm
36 硫化ジメチル	管理濃度 0.1ppm
37 1～36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの	管理濃度 1ppm

1 アンモニア	
2 一酸化炭素	
3 塩化水素	
4 硝酸	
5 二酸化硫黄	
6 フェノール	
7 ホスゲン	
8 硫酸	
9 1から8までに掲げる物を含有する製剤その他の物で厚生労働省令で定めるもの	

※表の値は、温度25°C、1気圧の空気1m³あたりに占める当該物の重量又は容積を表しています。

■管理

局所排気装置は、1年以内ごとに1回、定期的に自主検査を行う必要があります。

特定化学物質障害予防規則法改正の概要

■化学物質のリスクアセスメントが義務化されました

健康障害の事案を発端として、平成26年6月、労働安全衛生法が改正されました。

特に注目すべきは化学物質の管理強化としてSDS交付義務(640物質^{*1}による危険性または有害性の調査=リスクアセスメント実施)が事業者の義務となりました。^{*1 2017年3月からは663物質(群)になりました。}

本改正では、対象となる化学物質が大幅に増加すること、業種や規模を問わず、対象化学物質を製造または取り扱う事業者を対象としていることから、これまで化学物質に関してのリスクアセスメントにじみのなかった業種であっても、今後はリスクアセスメント実施を求められる可能性があります。

項目	内容	義務・努力義務	施行期日
化学物質に関するリスクアセスメント実施義務化	労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特別規則の対象となっていない化学物質のうち、一定のリスクがあるものについてリスクアセスメントを実施	義務	2016年6月
化学物質に関するリスクアセスメント実施義務化	リスクアセスメントの結果に基づいて、①労働安全衛生法令上の措置を講じる ^{*1} ②労働者の危険または健康障害を防止するために必要な措置を講じる ^{*2}	①義務 ②努力義務	

*1 リスクアセスメントの結果に基づく措置は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質等障害予防規則などの特別規則に規定がある場合は、当該規定に基づく措置を講じることが必要(=義務)。

*2 法令に規定がない場合は、結果を踏まえた事業者の判断により、必要な措置を講じることが努力義務。

■リスクアセスメントの手順



リスクとは

特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある労働者の危険又は健康障害の発生する発生可能性とその重篤度を組み合わせたもの